

交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定に関する
公募型プロポーザルの実施要領

本要領は、交野市（以下、「本市」という。）が実施する児童家庭相談システムの構築等業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

(1) 業務名

交野市児童家庭相談システム構築等業務

(2) 業務目的

本市内に所在するすべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援並びに児童虐待相談支援の記録等の電子化及び一元管理を実現することで、ケースの進行管理、サポートプラン等支援計画の作成管理、ジェノグラムを用いた会議資料の作成、統計報告、ケースの検索に要する時間の縮減や作業効率の向上、情報共有等の事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ・交野市児童家庭相談システム構築業務
- ・システム利用期間における、交野市児童家庭相談システムの保守業務

(4) 業務期間

システム構築期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

システム利用期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(5) システム運用開始時期

テスト稼働：令和 8 年 2 月 1 日以降

本稼働：令和 8 年 4 月 1 日を予定

(6) システム運用期間

運用開始後から令和 13 年 3 月 31 日まで

(7) 提案上限額

57,676,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

各年度の上限 令和 8 年度 32,676,000 円

令和 9 年度 6,250,000 円

令和 10 年度 6,250,000 円

令和 11 年度 6,250,000 円

令和 12 年度 6,250,000 円

※上記金額は、本プロポーザルのために設定した上限額で、契約金額ではない。

2. 受託事業者候補選定方法

公募型プロポーザル方式により、交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、委託する事業者候補を選定する。

3. 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (3) 国税、地方税、租税を滞納していないこと。
- (4) 本市から指名停止を受けていないこと。
- (5) 交野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 31 号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 他の地方公共団体において、過去 5 年間ににおける同種の業務での導入実績（予定）があること。
- (8) 仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び本市の指示に柔軟対応できること。
- (9) プレゼンテーションの前の下記期間中、半日程度事業者立会いのもと、本市職員が自由にシステムを体験できる体制がとれること。

4. 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認の日から優先交渉権者決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5. 選定スケジュール

選定スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は周知を行う。

実施内容	期間または期限
実施要領等の公表及び配布（ホームページ掲載）	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）
質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 1 7 時必着
市からの回答予定日	令和 7 年 8 月 8 日（金）
参加表明書等期限	令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 8 月 2 9 日（金）
書類審査（一次審査）	令和 7 年 9 月 3 日（水）
書類審査（一次審査）の結果通知	令和 7 年 9 月 5 日（金）
デモンストレーション	令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）
プレゼンテーション（二次審査）	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）
選定結果の通知	令和 7 年 9 月 3 0 日以降（予定）

6. 実施要領等の公表

令和7年7月18日（金）に本市ホームページに公表するので、参加申込書等公募に関する資料・様式等については、同ホームページからダウンロードすること。

【交野市ホームページ】 <https://www.city.katano.osaka.jp/>

7. 提案に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年7月18日（金）～令和7年7月25日（金）17時必着

(2) 提出方法

本提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）を用いて、件名を「交野市児童家庭相談システム構築等業務プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、「13.問合せ先・提出先」に電子メールで提出すること。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問事項をすべて取りまとめ、質問者名を非公開とし、令和7年8月8日（金）17時までに市ホームページにて公開する。

8. プロポーザル参加手続き等

(1) 提出書類等

プロポーザルに参加する者は、次の（ア）～（キ）を提出するものとする。なお、（エ）～（キ）については、事業者の判別ができるような記載、表現、資料の添付は一切しないこと。判別できる場合は失格となる場合もあるので十分確認のうえ提出すること。

記号	提出書類	様式	留意事項	提出部数等	
（ア）	参加表明書	様式第1号	正本1部のみ提案者の代表者印を押印し、残りは複写可能とする。	2部 正1部 副1部	
（イ）	機密保持に関する覚書	様式第2号			
（ウ）	事業者概要書	様式第3号	- 事業者の概要を記載すること。 「認証取得状況」を証明する書類の写しを1部添付すること。 - 代理店が本市の契約相手となる場合は「代理店概要書」を添付すること。		
（エ）	導入実績確認書	様式第4号	- これまで他の地方公共団体において、過去5年における同種の業務を元請として完了した実績又は導入予定を記載すること。（5実績） - 発注者は、都道府県名及び市区町村名を記入し、委託期間は、委託契約締結日か		11部

			ら業務完了日までの期間を記載すること。		
(オ)	児童家庭相談システム機能要件適合調査表	様式第5号	機能の実現可否について、◎：実現可能 ○：カスタマイズで実現可能 △：代替案で実現可能 ×：実現不可 を記入すること。 ※必須項目は必ず満たすこと。		
(カ)	提案書	任意様式	本実施要領9. 提案書、見積書等の作成要領に沿って作成すること。 ・別紙「交野市児童家庭相談システム構築等業務仕様書」に基づき、作成すること。 また、積算根拠を提案事業者の任意様式で別添すること。		
(キ)	見積書及び積算根拠	様式第6号			

(2) 提出期間

- ① (1) に掲げる提出書類のうち、(ア) ～ (オ) 合計2部 (正1部・副1部)

令和7年8月20日(水) 17時(必着)

- ② (1) に掲げる提出書類のうち、(エ) ～ (キ) 合計11部

※通し番号を付番し、ファイル等で製本すること。

令和7年8月29日(金) 17時(必着)

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

上記「(1) 提出書類等」を「(2) 提出期間」の各期限を厳守し、「13. 問合せ先・提出先」に記載されている提出先へ持参又は郵送(書留郵便)すること。

※期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。

なお、辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

② 受付時間

9時30分から17時(交野市役所の閉庁日を除く)

※持参される場合は、事前に電話又は電子メールで来庁日時を知らせること。

9. 提案書、見積書等の作成要領

- (1) 提案書は、別紙「交野市児童家庭相談システム構築等業務仕様書」に基づき本業務に対する具体的な取り組み方法について、要点を押さえ分かりやすく的確に記載すること。

- (2) 提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。

契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがあ

る。

- (3) 委託事業者候補の選定に係る審査を円滑に行う観点から、本実施要領 11.に記載のある審査項目の内容に沿って記載を行うこと。
- (4) 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (5) 事業者からの提案は、1 提案とすること。
- (6) 提案書は表紙を除き 50 ページ以内、A4 版で作成し、様式は任意とする。
- (7) 提案書の構成は、以下のとおりとし、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。

① 提案するシステムの全体像・事業工程

- ア システムの全体像を、システムの全体イメージ図を用いて記載すること。
- イ 本業務の構築及びサービス利用における工程表を記載すること。
- ウ 本市と貴社との役割分担や責任範囲を詳細かつ明確に記載すること。
- エ 外部組織、協力会社及び二次請負会社が存在する場合、その社名、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を記載すること。

② サポート・運用体制

- ア 導入から保守（ヘルプデスク等）までのサポート・運用体制を記載すること。
- イ 重大なシステム障害が発生した場合の緊急時対応体制及び方法を記載すること。
- ウ 情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するためのセキュリティ対策を記載すること。

③ システム導入における効果

- ア システムの利便性の向上について記載すること。
- イ システム導入における職員の負担軽減について記載すること。
- ウ 費用面での削減効果について記載すること。

- (8) 別紙「交野市児童家庭相談システム構築等業務仕様書」に記載のない事項であっても、本市または本事業に資する機能等については提案書に記載しても差し支えない。
- (9) 提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。
- (10) 見積書（様式第 6 号）は、別紙「交野市児童家庭相談システム構築等業務仕様書」に基づき、作成すること。
- (11) 見積書（様式第 6 号）に計上した費用の積算根拠を提案事業者の任意様式で別添すること。

10. デモンストレーション及びプレゼンテーションの実施

(1) デモンストレーション

① 実施期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 12 日（金）（予定）
（期間中のうち、半日程度の時間をこちらから指定する。）

② 実施場所

交野市立保健福祉総合センター（大阪府交野市天野が原町 5-5-1）

③ 実施内容

事業者立ち合いのもと、導入予定のシステムを使っでのデモンストレーション（児童家庭相談員による試用）

（２）プレゼンテーション

① 実施日

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

② 実施場所

交野市立保健福祉総合センター（大阪府交野市天野が原町 5－5－1）

③ 実施内容

ア 事業実施に係る責任者及び当該事業所主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。

イ プレゼンテーションの時間は、1 社につき、企画提案書説明・実機説明（3 0 分）、質疑応答（2 0 分）とする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器のうち、スクリーンについては本市が用意し、パソコン、プロジェクター、その他必要な機器については参加事業者が用意すること。

エ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能については、必ず実機を用いて説明すること。ただし、外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて参加事業者が準備すること。

オ プレゼンテーションで提案説明を行う際、追加の資料配布は認めない。

※プレゼンテーション審査の順番については参加表明書の提出順とし、実施の詳細については参加事業者に追って連絡する。

（３）審査

①選定委員会の審査により提出書類の書類審査と、参加事業者による企画提案書等のプレゼンテーションを実施し、「交野市児童家庭相談システム構築等業務委託事業者候補選定プロポーザルの審査要領」に基づき決定する。

総合評価点が最も上位の者を優先交渉権者として選定する。また 2 番目に得点が高かった者を、次点交渉権者として選定する。

②審査項目と配点内訳は下記「審査項目と配点」のとおりとする。

③審査結果については、選定後速やかに全提案事業者に対し、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス及び住所宛に通知するものとする。

1 1.審査項目と配点

	審査項目		審査の視点	配点
1	事業者評価		児童家庭相談システム導入の実績	10 点
2	運営体制	システムの機能要件の充実度 (様式第 5 号)	機能要件適合調査表に沿っているか。	10 点

		拡張性、将来対応の柔軟性	他システムとの連携や法改正対応等ができるか。仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応することができるか。	10 点
		セキュリティ対策	個人情報保護管理体制は適切か。	10 点
		保守、サポート体制	運用問い合わせ対応、保守契約内容などの体制が問題ないか。	10 点
3	企画提案	提案書の分かりやすさ (任意様式)	倫理性、構成、資料の分かりやすいものであるか。	10 点
		スケジュールと体制の実現性	無理のない計画か、支援体制は整っているか。	10 点
		独自提案、加点要素 (任意様式)	独自の工夫や提案価値がある内容となっているか。	10 点
		プレゼンテーション	業務内容を理解し提案書に基づき説明でき、業務に対する意欲を感じられるか。	10 点
		見積金額 (様式第 6 号)	導入・運用費用等の見積り金額	10 点
4	デモンストレーション	画面、操作性、ユーザビリティ	児童家庭相談員等の現場職員が使いやすい設計となっているか。(デモンストレーションを実施し、その操作性やユーザビリティがどうか)	10 点 (評価点×2)
合 計				120 点

12. その他

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を「13.問合せ先・提出先」に提出すること。なお、辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

(2) 次のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- ① 1 事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ② 提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ③ 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ④ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積り、または金額訂正した見積りをしたとき。

(3) その他留意事項

- ① 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ② 提案等その他関係書類の作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。

- ③提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ④提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑤本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用する
こと、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等
の内容については守秘義務を課す。
- ⑥審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応
じないものとする。
- ⑦本提案システムの導入中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本市
に帰属するものとする。
- ⑧提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合があ
る。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑨提案事業者が一事業者のみの場合でも審査を実施し、選定委員会において契約の目的を達成でき
ると判断した時は、優先交渉権者として選定する。

13.問合せ先・提出先

交野市健やか部こども家庭室児童家庭相談係（担当 阪野・南埜）

〒576-0034

大阪府交野市天野が原町5－5－1

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター） 2階

電話：072-810-8310

メールアドレス： kodomokatei@city.katano.osaka.jp